

生駒市体育施設条例施行規則(平成元年12月生駒市教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用の許可申請)</p> <p>第4条 体育施設を使用しようとする者は、<u>施設使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)</u>を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>申請書は、別表第2に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム(生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織(教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、別表第3に定める期間内に申請を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の申請書の受付は、午前9時から午後5時15分までとする。</u></p>	<p>(使用の許可申請)</p> <p>第4条 体育施設を使用しようとする者は、<u>施設予約システム(生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織(教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)</u>により指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による申請は、別表第2に定める期間内にしなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(使用許可書等の交付等)</p> <p>第5条 <u>指定管理者は、体育施設の使用を許可したときは、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める書面を申請者に交付するものとする。ただし、第1号に定める書面にあっては、施設予約システムを使用する方法により交付することができる。</u></p> <p>(1) <u>体育施設の使用(次号及び第3号に掲げる使用を除く。)</u> 施設使用許可書</p> <p>(2) <u>プールの個人使用及び当日使用</u> 入場券</p> <p>(3) <u>生駒市井出山屋内温水プールの月間使用</u> 会員証</p>	<p>(使用許可書等の交付等)</p> <p>第5条 <u>指定管理者は、体育施設(プールを除く。)の使用を許可したときは、施設予約システムにより施設使用許可書を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、プールの使用を許可したときは、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める書面を申請者に交付するものとする。</u></p>

- 2 前項の規定による交付は、使用料又は利用料金の納付と引き換えに行うものとする。ただし、生駒市井出山屋内温水プールの月間使用については、この限りでない。
- 3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、第1項に規定する書面を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項第1号に掲げる使用の許可を受けた者は、やむを得ない理由により体育施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用を中止しようとする者は、所定の書面に会員証を添えて指定管理者に届け出なければならない。

(1) プールの個人使用及び当日使用 入場券

(2) 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用 会員証

- 3 第1項及び前項の規定による交付は、使用料又は利用料金の納付と引き換えに行うものとする。ただし、生駒市井出山屋内温水プールの月間使用については、この限りでない。
- 4 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設使用許可書、入場券又は会員証を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項に掲げる使用の許可を受けた者は、やむを得ない理由により体育施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設予約システムにより申請し、その承認を受けなければならない。
- 6 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用を中止しようとする者は、所定の書面に会員証を添えて指定管理者に届け出なければならない。

別表第3(第4条関係)

	申請する期間	
	市内の者	市外の者
生駒市生駒北スポーツセンター体育館 生駒市北大和体育館 生駒市市民体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館 生駒市総合公園体育館 むかひやま公園体育館	使用日の8週間前の日 から10日前の日まで	使用日の8週間前の日 から10日前の日まで
生駒市生駒北スポーツセンター体育館会議室 生駒市北大和体育館会議室 生駒市市民体育館会議室 生駒市小平尾南体育館会議室 生駒市井出山体育館会議室 生駒市総合公園体育館会議室	使用日の8週間前の日 から10日前の日まで	使用日の8週間前の日 から10日前の日まで

<u>室</u>			
<u>生駒市生駒北スポーツセンター体育館多目的室</u>		<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>	<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>
<u>生駒市市民体育館多目的室</u>			
<u>生駒市総合公園体育館多目的室</u>			
<u>生駒市武道館</u>	<u>専用使用</u>	<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>	<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>
	<u>個人使用</u>	<u>使用日</u>	<u>使用日</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンター野球場</u>		<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>	<u>使用日の4週間前の日から10日前の日まで</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド</u>			
<u>生駒市北大和野球場</u>			
<u>生駒市北大和グラウンド</u>			
<u>生駒市小平尾南少年グラウンド</u>			
<u>生駒市井出山グラウンド</u>			
<u>イモ山公園グラウンド</u>			
<u>生駒市総合公園グラウンド</u>			
<u>生駒市健民グラウンド</u>			
<u>むかひやま公園グラウンド</u>			
<u>生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック(個人使用)</u>		<u>使用日</u>	<u>使用日</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート</u>		<u>使用日の6週間前の日から10日前の日まで</u>	<u>使用日の4週間前の日から10日前の日まで</u>
<u>生駒市浄化センターテニスコート</u>			
<u>イモ山公園テニスコート</u>			
<u>生駒市総合公園テニスコート</u>			
<u>滝寺公園テニスコート</u>			
<u>生駒山麓公園テニスコート</u>			

<u>むかいやま公園テニスコート</u>		
<u>生駒市健民テニスコート</u>		
<u>生駒市総合公園相撲場</u>	<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>	<u>使用日の4週間前の日から10日前の日まで</u>

備考

- 1 「市内の者」とは、条例別表の1の表第3備考第4項第2号から第4号までに掲げる者をいう。
- 2 「市外の者」とは、市内の者以外の者をいう。

様式第1号(第4条関係)

略

様式第2号(第5条関係)

略